

広島県協同農業普及事業の実施に関する方針

(平成 23 年 4 月 1 日制定)

(平成 24 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 25 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 26 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 27 年 5 月 14 日一部改正)

(平成 30 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 2 年 11 月 2 日一部改正)

(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和 23 年法律 第 165 号、以下「法」という。）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者等に対して農業経営等の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導活動を行うことなどによって、主体的に農業経営の改善に取り組む農業者を育成し、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

本県では、これまで「ひろしま未来チャレンジビジョン」の農林水産分野に関する計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン・農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）」

（以下「第Ⅱ期アクションプログラム」という。）において、『産業として自立できる農林水産業の確立』を目標として、重点品目の拡大による担い手を中心とした生産構造への転換に取り組んできた。

一方、農業を取り巻く環境は変化しており、人口減少等による生産構造の弱体化や、グローバル化に伴う農産物の輸出に向けた対応などが課題となる中、農業生産工程管理（GAP）やスマート農業の普及・拡大及び鳥獣被害対策の取組等に加えて、中山間地域の特色を生かした農業の展開に向けた支援や、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組も求められている。

このような環境変化への対応や第Ⅱ期アクションプログラムの取組の検証を踏まえ、本県では、新たに令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間の分野別計画である「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」（以下「プログラム」という。）を令和 3 年 3 月に策定した。

プログラムでは、これまでの第Ⅱ期アクションプログラムの取組を基本としつつ、スマート農業の実装が進み、全国の中山間地域をリードする生産性の高い農業が確立され、担い手が企業経営を実現するなど、安定した所得を確保することで、職業として農業を選択する人が増加している姿を目指すこととしている。

このプログラムを推進するため、本県の普及事業は、普及指導活動の対象における解決すべき課題を明確にして、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核にしながら農業者と関係者等との結びつきを構築するとともに、農業者の所得向上や産地の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすべく活動を展開する。

第2 普及指導活動の基本的な課題

これまでの本県の普及事業は、担い手の確保・育成または担い手の経営発展を支援するチーム体制の下で課題活動を実施し、地域の合意形成への支援による集落法人の設立や園芸作物等の導入による経営の高度化手法の確立など、一定の成果を上げてきた。

また、第Ⅱ期アクションプログラム（平成30年度から令和2年度）では、担い手となる経営体の組織強化や規模拡大を進め、農業産出額に占める担い手の割合83.3%（令和2年）を目指すとともに、次の担い手の候補となる新規就業者の確保と自立に向けた取組を推進し、農業生産の大部分を担い手が担う生産構造の実現を図ることとしてきた。

プログラムを推進するための普及指導活動は、第Ⅱ期アクションプログラムに続き、対象となる担い手及び産地を特定した上で、販売金額の拡大に向けて年度別の達成すべき状態（数値目標）を設定し、それに応じた経営体及び産地ごとの課題を洗い出すとともに、関係機関と役割分担を行いながら、課題解決に向けた普及指導計画を策定する。さらに、PDCAサイクルにより検証を行うとともに、四半期毎に改善を加えながら成果の見える普及指導活動に取り組むものとする。

なお、次に挙げる普及指導活動の基本的な課題については、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ、柔軟に取り組むものとする。また、一～三の課題については、重点的に取り組むものとする。

- 一 担い手の育成・確保
- 二 スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化
- 三 気候変動への対応等環境対策の推進
- 四 食料の安定供給の確保
- 五 農村の振興
- 六 大規模自然災害等への対応

第3 普及指導活動の方法に関する基本的事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和2年8月31日農林水産省告示第1693号。以下「運営指針」という。）及び協同農業普及事業の実施についての考え方—ガイドライン—（令和2年8月31日付け生産1005号農林水産省生産局長通知。以下「ガイドライン」という。）が示す「普及指導活動の効果的かつ効率的な実施」に関する次の事項を参考に、普及指導活動に取り組むものとする。

- 一 農業者に対する支援の充実・強化
- 二 公的機関が担うべき分野の取組強化
- 三 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築
- 四 試験研究機関・民間企業等との連携強化
- 五 都道府県間の連携等
- 六 普及指導活動の策定と評価
- 七 調査研究の適切な実施

1 普及指導活動の対象

明確な事業目標を持ち、技術・経営革新に積極的に取り組み、経営発展を志向する意欲ある経営体（規模拡大意向のある経営体、担い手を目指す新規就業者、大規模な農業参入意向がある企業）を育成するとともに、発展を目指す産地を重点的な活動対象とする。

2 普及指導活動の効果的な実施

普及指導活動を効果的に実施するため、普及指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 企業経営を目指す経営体の経営発展のため重点的に支援する活動
- (2) 新規就業者の早期経営確立のため重点的に支援する活動
- (3) 上記を実現するために、必要な産地の取組を重点的に支援する活動

3 関係機関との役割分担と研究機関や民間企業等との連携

県関係機関及び市町・農業協同組合等の関係機関・団体と密接な連携の下、普及事業が担う役割・対象を明確にして、計画的な普及指導活動を推進する。

また、県立総合技術研究所との連携を強化するとともに、課題に応じて独立行政法人、大学、民間企業等と情報交換の場を設けるなど環境整備を図る。

なお、多様な地域資源の活用による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所など農業以外の産業に関する指導機関とも連携を図るものとする。

4 普及指導協力委員制度の活用

担い手の確保・育成、産地育成及び産地が連携する仕組づくり等のため、普及指導協力委員である指導農業士と連携して、効果的な普及指導活動を推進する。

5 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

普及指導活動は、別に定める普及指導計画策定要領に基づき、普及指導基本計画（以下「基本計画」という。）及びそれに基づく各年度の普及指導年度計画（以下「年度計画」という。）を策定する。なお、普及指導計画策定段階から植物防疫チームとの連携を図るほか、指導所内部及び各指導所間の横断的な組織活動、農林水産局関係各課及び試験研究機関との密接な連携により、効率的かつ効果的な活動に努める。

(2) 普及指導活動の検証と外部評価

普及指導活動の着実な成果を得るため、年度計画に基づく活動実績を取りまとめ、翌年度の年度計画策定や基本計画見直しに反映させる。

また、半期毎に実績をとりまとめ、進捗状況、課題、対応方針等について整理し、次期の半期活動に活用する。

なお、普及指導活動の成果については、運営指針及びガイドラインに基づき、外部有識者等による客観的な評価を行うとともに、成果発表会等により広く波及を図り、次期計画へ反映させることを通じて普及指導体制や活動の改善を図る。

6 調査研究の適切な実施

普及指導活動や農業技術大学校における教育の高度化を図るため、別に定める広島県普及指導員調査研究実施要領に基づき、生産管理技術や経営管理技術、産地育成、担い手の確保・育成、普及指導方法その他に関し、情報収集や技術実証等による調査研究を実施する。

第4 普及指導員の配置に関する基本的事項

1 普及指導員の配置

法第12条第2項各号に掲げる事務に携わる者として、法第8条の規定に基づく普及指導員を、農業技術指導所（法第12条第1項の規定に基づく普及指導センター。以下「指導所」という。）及び県立農業技術大学校（法第7条第1項5号の規定に基づく農業者研修教育施設。以下「大学校」という。）に配置する。

なお、普及指導員を継続的に確保するため、普及指導員資格未取得者の配置にあたっては、受験要件の充足に繋がるよう配慮する。

2 農業革新支援専門員の配置

運営指針第三条第二項に基づき、農業革新支援専門員を各農業技術指導所及び農林水産局農業技術課へ配置する。

また、人材育成及び県域で課題となっている技術の確立と支援等を広域で担う農業革新支援専門員を、西部農業技術指導所に配置する。

なお、農業革新支援専門員の配置に関する事項は、ガイドラインに準じる。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 向上を図るべき基本的な資質

- (1) 農業経営の経営力向上支援に必要な生産管理技術や経営管理技術及び当該技術に関する知識（農業生産工程管理（GAP）、スマート農業に関する知識を含む。）
- (2) 経営発展を目指す担い手ごとの課題を明確化し、当該課題に対応するための方策の策定及び取組の連携を図るための技術及び知識

2 資質向上の方法

ガイドラインに基づき、広島県普及指導員人材育成計画を策定し、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定める。

勤続年数に応じて必要な資質・能力を設定する。勤続年数15年目までに対象経営体の経営発展支援に必要な技術及び知識を備え、勤続年数16年目以降には、普及指導活動の総体としての機能を発揮できるよう、資質向上に向けた取組を行う。

(1) 基礎指導力の習得・確立期（勤続年数1～5年目）

普及指導員の役割・目的意識の醸成，基礎的な生産管理技術や経営管理技術及び普及指導方法等の習得と確立を図る。また，普及指導員資格の取得を目標としながら，普及活動の実践と経験の蓄積を行う。

(2) 専門指導力の習得・確立期（勤続年数6～15年目）

専門技術項目（共通技術項目）の高度な技術の習得及び経営管理等経営的視点からの普及指導方法の習得を図る。なお，専門指導力については，習得期から確立期に段階的に移行できるよう取り組む。

(3) 総合指導力の確立期（勤続年数16年目以降）

地域の総合的な課題に対する課題解決能力及び若手普及指導員への指導能力等，高度な普及指導方法の確立を図る。

(4) 企画・運営力の確立期（チームリーダー・参事）

普及事業の企画・管理運営，普及指導員の資質向上など普及組織の総合力を発揮するためのマネジメント力を習得する。

3 研修の計画的な実施

農林水産局農業技術課は，各指導所と連携し，概ね5年間の広島県普及指導員研修基本計画及び年度毎の普及指導員研修実施計画を定めて実施する。

4 OJTの実施

日常的な業務を通じて，普及指導員として必要な知識・技術の習得を図ることができるよう，各指導所で先輩普及指導員の役割を明確にして効率的に実施する。

5 調査研究の活用

調査研究の実施及びその成果を普及指導員全体で共有することにより，普及指導員の資質向上に活用する。

6 人事交流の促進

普及指導員に必要な広範な知識と幅広い視点の醸成を図るため，行政機関及び試験研究機関等との積極的な人事交流に努める。

第6 農業技術指導所等の運営

農業技術指導所は，普及指導員の活動拠点としての機能を十分に発揮するものとして整備する。

また，運営指針第五条に基づく農業革新支援センターは，農林水産局農業技術課に置くこととし，農業革新支援専門員は運営指針第五条に基づき，農業革新支援センターの業務を担う。

なお，農業革新支援センターの設置については，ガイドラインに準じる。

第7 農業者研修教育施設における研修教育の充実

本県では、農業・農村を担う意欲ある担い手を養成する専門教育機関として県立農業技術大学校（以下「大学校」という。）を設置しており、農業施策の根幹となる将来の担い手の確保に向けた人材育成対策の拠点施設としての役割を果たしている。

農業生産工程管理（GAP）やスマート農業等、社会・技術の変化を的確に捉えた教育を実施していくとともに、農業に必要な資格取得の機会提供や就農実践専攻の設置、模擬経営を実施するなど、より実践的な教育を進める。

非農家出身や普通高校卒など、農業に接したことのない学生が増加する一方で、新たな人材を必要としている企業経営体も増加しており、求職側・求人側の両面で要望が高まっている。そのため、入学直後の学生に対しインターンシップ研修の実施等により就農意欲の醸成を図るとともに、就職就農ガイダンスの実施により企業と学生のマッチングを行う。

農業関連高校と連携した取組を進めており、大学校での体験研修を実施するなど、大学校と交流する機会を通じて、大学校・農業の魅力を発信していく。また、卒業生に対しても農業技術指導所等と連携したフォローアップを行い、地域農業の担い手となるよう支援していく。

教育内容や学校運営の充実を図るため、自己評価及び先進的生産者や農業関連高校等教育機関、大学校同窓会（一如会）等による外部評価を通じて改善を図る。

第8 その他普及事業の実施に関する事項

1 青年農業者等への支援

地域農業の将来を担う青年農業者等が、組織的に資質向上のために行う情報交換、研究等の活動を支援する。

また、指導農業士と連携した新規就業者や青年等の担い手育成（研修）に関する活動を実施する。

2 学校教育との連携

将来の担い手として期待される農業関連高校の生徒に対して、担い手育成に向けた体制強化並びに系統的な学習プログラムの開発を目標に、教育委員会と農林水産局が一体となり、広島県農業教育連絡協議会を組織するなど、農業関連高校と大学校が連携した取組を強化する。

3 食育に関する教育への協力

「広島県食育基本条例（平成 18 年広島県条例第 56 号）」に基づき、農業への理解の増進及び将来にわたる農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う食育に関する教育に対して、情報提供等の必要な協力を行う。

4 各種施策等の活用

農業者等の課題解決に向けた普及指導活動を補完する有効な手段として、制度資金や補助事業等の活用を支援する。

5 その他

農業情勢の変化，農業政策の動向及び普及指導活動の実態等を踏まえ，実情に即した普及事業の改善に取り組むものとする。

